

女性の発想と実践によって切り拓く 男女共同参画の新たな地平

監修/日本福祉大学社会福祉学部教授・社会福祉学部長 後藤 澄江



ごとう すみえ

日本福祉大学社会福祉学部教授・社会福祉学部長

東京大学文学部社会学専攻卒業後、(株)野村総合研究所に勤務。その後、名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程単位取得、英国ノッティンガム大学客員研究員等を経て、日本福祉大学に赴任。福祉社会学やジェンダーの立場から、変わりつつある家族や地域社会が人間の福祉に果たしている機能について研究。

現在、愛知県男女共同参画審議会会長、名古屋市教育委員会委員長、福祉社会学会理事等としても活動。

男女共同参画社会基本法制定から 10年の歳月が流れて

男女が対等に活躍できる社会の実現をねらいとした男女共同参画社会基本法の制定から10年近い歳月が流れました。この間、政治・経済・学術等の様々な領域で、生き生きとしなやかに活躍する女性の姿を目の当たりにする機会が増えるなど、男女共同参画社会の実現に向けて着実に進化してきたようにも見受けられます。

一方、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の動きから見ると、日本女性の活躍は、先進国の中で著しく低い水準にとどまったままなのです。GEMは各国における政治・経済分野への参画・意思決定での男女格差の存在を明示するための指標として、1990年代半ば以降、毎年、国連開発計画(UNDP)が算出・発表しているものです。『人間開発報告書2007/2008』によれば、日本のGEMは0.557と測定可能93カ国のうちで54位なのです。ちなみに、1位は、社会の様々な分野に「クォータ制」が導入されている北欧の国・ノルウェーです。

寿命・学歴・所得といった側面から見た女性の能力開発においては、すでに高い水準に到達している日本において、女性はその潜在的な能力を発揮して活躍する場の開拓が進んでいないことは、当事者である女性にとって残念であることはいまでもなく、社会にとっても大きな損失です。

男女共同参画の新たな地平を切り拓く

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を導入することによって、女性が能力を発揮できる場の開拓を推し進め、政治分野に加えて行政、大学、企業などの多様な分野での参画・意思決定の男女格差

を解消するためのしくみ・システムを構築していくことが望まれます。内閣府はすでに、「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という「2020年30%の目標」を掲げています。加えて、「女性の参画加速プログラム」を策定し、それに沿って、医師・研究者・公務員の3分野を先導的モデルとして、女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスの実現を模索しています。

21世紀において、新たな学術上の展開が求められる環境・防災・科学・工学等の分野においては、男女共同参画の推進によって、より多くの女性が能力を発揮することの意義や必要性が指摘されています。一方、身近な生活圏である地域においても、深刻化をみせる生活・福祉をめぐる課題・問題の解決のために女性の活躍が求められ、同時に、そのような実践的活動に女性が主体的に取り組むことで、男女共同参画の新たな地平が切り拓かれることが期待されています。

地域課題の解決に求められる 女性の発想と実践

地域は、生活・福祉問題が生じる場である一方、それらを解決できる場でもあります。人口構造の少子高齢化と経済のグローバル化が進行する中、日本各地で、人口減少や経済活動の停滞、商店街の空洞化等の問題を抱える地域が増加を見せています。また、地域に暮らす人々の間には、子育て、介護、配偶者からの暴力(DV)、児童虐待、ニート、引きこもり、失業、子どもの安全、環境、外国人との共生等をめぐる様々な課題・問題が広がりをみせています。

愛知県内の市町村も例外ではなく、このような生活・福祉をめぐる課題・問題を抱えています。そして、各地の実態やそこに暮らす人々のニーズを踏まえての

解決が求められています。これらの課題・問題の解決には、行政による施策展開に加えて、NPOや町内会・自治会といった地域住民組織が、福祉、教育、防犯、就業支援等の活動をどのように実践しているかどうかの影響も少なくありません。また、これらの行政施策や実践的活動に、男女共同参画の視点を取り入れることができるかどうか重要な鍵を握っています。女性の参画は、これらの施策や活動に新たな発想や多様な実践を加えることが期待できるからです。

地域での男女共同参画のいま

1998年の特定非営利活動促進法(NPO法)の施行以降、保健・福祉・医療の分野をはじめ多岐にわたる分野で、女性によるNPO法人の設立の動きがみられます。地域の中で生活上の困難を抱えながら暮らす人々との出会いをきっかけとして、それらの人々に援助の手を差し伸べたいという一心で仲間を集め、NPO法人を立ち上げる女性の意欲とパワーには目覚ましいものがあります。各地でのカリスマ的な女性NPOリーダーの出現にとどまらず、そこでの実践的活動を通して地域で多くの女性人材が育ちつつあります。

一方、地域において代表性をもつ組織・団体である町内会・自治会や区政協力委員会などにおいては、女性が日常での実質的な活動の担い手であるにもかかわらず、それらの役職にはあまり就いていません。たとえば、平成20年4月現在の全国の自治会長は男性96.1%に対して女性3.9%と著しく低い割合にとどまっています。また、PTAでも、会長は男性、女性は副会長格の母親代表というような役割を担っている場合が多い状況です。それを反映して、平成20年9月現在の単位PTA会長(小中学校)に女性が占める割合は1割にとどまっています。

地域において伝統的な組織・団体であればあるほど、その役職者は男性であるべきという固定的な性別役割分担意識が、男女いずれの間でも払拭されにくいのが実態です。町内会長やPTA会長等の歴任は、地域における政策方針決定に強い影響力を発揮する地方議員へのステップとなる場合も見受けられることから、まずは、意欲と能力のある女性を、町内会、PTAなどの「長」に選出していくことも地域での男女共同参画を進めていく上で重要であります。ちなみに、平成19年12月現在の地方議員の女性割合は、市議会全体は11.8%、都道府県議会は8.0%、町村議会は7.7%となっています。これらの数値は、市部以上に郡部において、地域の組織・団体役員へ女性を積極的に登用することで、地方議員に占める女性割合の増加に結びつけていくことの必要性を示しています。

女性の活躍に立ちはだかる 障壁の打破に向けて

政治、行政、大学、企業、地域などの多様な分野で女性の活躍を拡大していくには、ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスといった制度・システムの導入がまずは不可欠ですが、加えて、人々の日常生活の中で長い時間をかけて培われた家庭をめぐる性別役割分担という手強い障壁を打破することが求められます。

男女共同参画社会基本法の制定以来、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は確かに増えています。しかし、大方の男性の家事時間は低い水準にとどまり、これまでのところ、女性中心の役割分担の実態はあまり変わっていません。家庭内役割分担をめぐる意識の変化を家事、育児や介護の男女での共同分担の実現へと結びつけるための日々の努力が、社会レベルでも個人レベルでも欠かせません。